

稻敷市農地利用最適化推進委員 を募集します（欠員補充）

農業委員会等に関する法律第19条に基づき、次のとおり稻敷市農地利用最適化推進委員（推進委員）を推薦・応募により募集します。

1. 募集区域及び人数

募集区域（担当区域）	人数
新利根太田地区	2人

※身分は非常勤特別職の地方公務員

2. 推進委員の任期

委嘱の日から令和9年2月21日

3. 推薦・応募の資格要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方

ただし、次の要件に該当する者は資格がありません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 募集期間・受付時間

令和8年2月2日（月）～2月27日（金）8：30～17：15

（土日、祝祭日除く）

5. 募集方法

- (1) 市内の認定農業者からの推薦
- (2) 行政区又は農業者が組織する団体からの推薦
- (3) 一般募集

推薦書又は応募届出書（農業委員会窓口にて配布又は市ホームページからダウンロード）に必要事項を記入のうえ、農業委員会事務局へ提出してください。

裏面に続く

6. 選考方法

農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、提出された書類に基づき候補者の選考を行い、農業委員会が決定し委嘱します。

7. 推進委員の主な役割

農業委員と連携し、担当する区域の「世話役」として「農地の見回り活動」「農家の声掛け活動」など日常活動を起点に、農地等利用の最適化推進活動を行います。

«主な活動»

- ・農業委員会総会に出席し、意見を述べることができる。
- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消対策に向けた農地パトロールや農地所有者等への働きかけ
- ・新規就農者からの相談・対応
- ・そのほか年数回開催される研修会、地区座談会などに参加

8. 推進委員の報酬月額

月額 2万8千円

9. その他

- ・提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・推薦及び応募者の数等について、募集期間の中途及び期間終了後に、市ホームページで公表します。

10. 問い合わせ先

稲敷市農業委員会事務局

〒300-0507 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

TEL029-892-2000 (代表番号)